

## 東通村における「原子力災害時避難に関する調査」調査結果について

## 1. 目的

東通地域の緊急時対応の必須項目である、P A Z 内の要支援者数を把握するため、県及び村で協議し、他地域の事例を参考に次のとおり村内全戸アンケート調査を実施した。

この調査から把握した要支援者数は、福祉車両やバス等の手配のための基礎資料として活用する。

## 2. 調査概要

- 調査主体 青森県及び東通村  
 調査対象 東通村内全世帯（2, 807 世帯）  
 調査期間 平成 29 年 6 月～7 月  
 調査方法 郵送法による毎戸アンケート調査  
 調査項目 ①住所、氏名、年齢  
 ②平日昼間の所在場所  
 ③日常生活の状態  
 ④避難手段（昼・夜）  
 ⑤病気治療等での注意事項  
 ⑥車保有台数及び避難時使用台数  
 ⑦その他

## 3. 調査集計結果

## (1) 回答率

	回収数（人）	送付数（人）	回収率（％）
P A Z	1,044	2,762	37.8
U P Z	1,666	3,852	43.3
合 計	2,710	6,614	41.0

(2) 避難手段（平日昼間）（推計値<sup>※1</sup>） 6,614人（100%）

	自動車	バス <sup>※2</sup>	福祉車両 <sup>※2</sup>
P A Z	2,215人 (80.2%)	412人 (14.9%)	135人 (4.9%)
U P Z	3,158人 (82.0%)	567人 (14.7%)	126人 (3.3%)
合 計	5,373人 (81.3%)	979人 (14.8%)	261人 (3.9%)

※1 推計値 アンケートの回答分布を基に、100%の方が回答した場合に各項目の対象者が何人になるか推計したもの。

※2 バス・福祉車両については、県または村による手配が必要な者の人数

#### 4. 今後の対応

##### ○ P A Z

- ・調査結果（2）の推計値はあくまでも参考とする。
- ・村が作成している「避難行動要支援者名簿」記載者から、本調査未回答の方に追加調査（各戸訪問聞き取り調査）を実施し、名簿に記載のすべての方について、それぞれ必要な支援の把握に努める。また、名簿に記載のない方で本調査で支援が必要と回答した方について避難行動要支援者として追加する。

追加調査も含めた結果を集計し緊急時対応の基礎情報とする。

##### ○ U P Z

- ・調査結果（2）の推計値を緊急時対応の基礎情報とする。

以上

平成 29 年 6 月 13 日

原子力安全対策課

### 東通村における「原子力災害時避難に関する調査」

#### 1. 目的

現在、内閣府とともに策定作業を進めている東通原子力発電所の緊急時対応の必須項目である、P A Z (原発から半径 5 km 圏) の要支援者数を把握するため、東通村と協議し、他県の事例を参考に、次のとおり村内全戸アンケート調査を実施することとしたい。

この調査から把握した要支援者数は、福祉車両やバス等の手配のための基礎資料として活用できる。

#### 2. 実施主体

青森県 (調査票・封筒作成、発送) 及び東通村 (集計、個人データ取扱)

#### 3. 調査対象

村内全世帯 約 3, 000 世帯

(平成 29 年 5 月末現在 2, 824 世帯 6, 641 人)

#### 4. 調査項目 (詳細は別紙)

- ①住所、氏名、年齢
- ②平日昼間の所在場所
- ③日常生活の状態 (この設問で避難時の福祉車両の要否を判断)
- ④避難手段 (昼・夜)
- ⑤病気治療等での注意事項
- ⑥車保有台数及び避難時使用台数
- ⑦その他 (自由記入)

#### 5. 実施スケジュール (予定)

- 5 月中旬 発送準備 (調査票、封筒作成)
- 6 月中旬 宛名印刷、発送
- 7 月上旬 返信〆切
- 9 月中旬 集計作業終了

平成 29 年 6 月

東通村原子力対策課  
青森県原子力安全対策課

## 東通原子力発電所における原子力災害時の避難に関する 調査（アンケート）について（お願い）

この度、青森県と東通村は、東通原子力発電所で大規模な事故等が発生し、避難が必要となった場合に備えて、村民の皆さんの避難などについて、全戸調査（アンケート）を行うことといたしました。

つきましては、同封いたしました「調査票」にご記入いただき、7月5日までに、同封の返信用封筒でご返送くださるようお願いいたします。

このアンケートは、青森県と東通村が、村民の皆さんの避難を円滑に行うための貴重な基礎資料となりますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

なお、アンケート記載方法についてご不明の点がありましたら、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

よろしくお願いいたします。

※本調査により知り得た情報は、原子力災害時の避難の検討のための基礎資料として活用し、個人の情報は外部に公表しません。また、原子力災害時の避難の検討以外の目的には使用いたしません。

※避難方法に係る村の基本方針については、裏面をご参照ください。

### 記

#### ○同封物

- ・原子力災害時避難に関する調査票
- ・返信用封筒

〈お問い合わせ先〉

東通村原子力対策課 原子力安全グループ

TEL 0175-27-2111（内線 233）

青森県原子力安全対策課 企画防災グループ

TEL 017-734-9252

## 東通原子力発電所における原子力災害時の住民の避難基本方針

東通原子力発電所で大規模な事故が発生し、避難が必要となった場合の村民の皆さんの避難方法等は、避難計画（原子力編）に定めています。

今回のアンケートの回答をご記入いただく際には、次の村の避難方針について、あらためてご確認くださいようお願いします。

なお、避難計画は、ホームページにも掲載しています。

([http://www.atom-higashidoori.jp/O4\\_bousai/index3.html](http://www.atom-higashidoori.jp/O4_bousai/index3.html))

### 【避難手段】

- 原則として、自家用車で、陸路（道路）により、青森市の避難先（地区別に指定済み）に避難していただくこととなります。
- また、自家用車で避難できない方（自家用車を持っていない、運転できる方がいないなど）は、各地区の一時集合場所（集会所など）から、青森県や東通村が確保するバスなどで避難することとなります。
- ただし、地震や津波などにより陸路（道路）が使用できない場合は、船舶やヘリによる避難を実施します。

### ○陸路避難の方法とその対象者

対象者	自ら行動（避難）できる方		行動（避難）に支援が必要な方※	
	自家用車あり	自家用車なし	バスに乗れる	バスに乗れない
避難手段	自家用車	バス	バス	福祉車両等

※在宅で、移動に支援などが必要な方（避難行動要支援者と言います）

### 【児童生徒への対応】

- 原子力災害時には、こども園、東通小学校、東通中学校へ通所する児童生徒等は原則保護者へ受け渡しすることとしています。
- 保護者へ受け渡しできなかった児童生徒等は学校から青森市の避難先へ避難することとなります。

### 【医療福祉施設の対応】

- 村内医療福祉施設への入所者は、各施設の定める避難計画に基づき、施設から避難先となる施設へ避難することとなります。

原子力災害時避難に関する調査票

記入日 平成 29 年 月 日
地区名

1. 住所、連絡先を記入してください。

東通村大字

TEL

(※調査票の内容などを確認させていただくため、連絡をする場合があります)

2. ご家族の避難方法を記入してください。(O印を記入してください。)

続柄	氏名	年齢	平日昼間は主にどこの地域にいますか	日常生活はどのような状態ですか	どのように避難しますか(※1)		避難の時に、特に注意すべきことがあればお書きください(病気や治療等)
					平日昼間	夜間、土曜、日曜、祝日	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	

※1 自家用車には近所・親類等の車両に同乗する場合も含まれます。

バスや福祉車両は県や村が手配します。福祉車両は、車いすや寝たままでも移動できる車です。

欄が足りない場合は裏面へ

裏面

続柄	氏名	年齢	平日昼間は主にどこの地域にいますか	日常生活はどのような状態ですか	どのように避難しますか(※1)		避難の時に、特に注意すべきことがあればお書きください(病気や治療等)
					平日昼間	夜間、土曜、日曜、祝日	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	
			1 白糠・老部・小田野沢地域 2 その他の村内 3 村外(むつ市、漁業で不定など)	1 自主歩行可能 2 車いすで移動可能 3 寝たきり	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	1 自家用車 2 バス 3 福祉車両	

※1 自家用車には近所・親類等の車両に同乗する場合も含まれます。

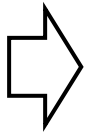
バスや福祉車両は県や村が手配します。福祉車両は、車いすや寝たままでも移動できる車です。

アンケートは2枚目もあります



3. (1) 車は、何台ありますか。(□にチェック(✓)してください。)

□ない □1台 □2台 □3台 □4台 □その他( 台)



(2) 車がある方に伺います。  
何台で避難しますか。(□にチェック(✓)してください。)

□1台 □2台 □3台 □4台 □その他( 台)

4. その他(ご意見等があればご記入ください)




ご協力ありがとうございました。  
お手数ですが本調査票を7月5日までに同封の返信用封筒でお送りください。

◆お問合せ先 東通村原子力対策課 (0175-27-2111 (内線233))  
青森県原子力安全対策課 (017-734-9252)



青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、避難又は一時移転を行う必要がある医療機関の入院患者及び社会福祉施設等の入所者（以下、「医療機関等からの避難者」という。）の受入れを行う医療機関及び社会福祉施設等を、「避難先施設」として登録し、医療機関等からの避難者の避難先と生活の確保を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(避難先施設の役割)

第2条 避難先施設として登録した医療機関及び社会福祉施設等は、原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、医療機関等からの避難者の受入れを行い、避難生活に必要な支援を行う。

(避難先施設の登録対象)

第3条 避難先施設の登録対象は、別表1に掲げる避難先市町村に所在している、別表2に掲げる医療機関及び社会福祉施設等とする。

(登録の申請)

第4条 避難先施設の登録を行う医療機関及び社会福祉施設等の管理者は、登録申請書（第1号様式）により知事に申請をするものとする。

(登録)

第5条 県は、前条の申請内容を確認したうえで、避難先施設として登録し、その旨を当該医療機関及び社会福祉施設等の管理者に通知するものとする。

2 申請内容は、書面により確認を行うほか、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行うものとする。

(登録期間)

第6条 登録の有効期間（以下、「登録期間」という。）は、登録した日が属する年度の3月31日までとする。

2 登録期間は、第7条に規定する登録の廃止の届出がない場合は、自動的に翌年3月31日まで更新するものとする。

(登録内容の変更・廃止・解除)

第7条 避難先施設の管理者は、登録内容に変更が生じた場合には、変更申請書（第2号様式）を知事に提出するものとする。

2 避難先施設の管理者は、登録を廃止しようとする場合には、廃止届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

3 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、避難先施設の登録を解除すること

ができる。

- 一 避難先施設として必要な機能を維持することができないと認められるとき。
- 二 受入れた医療機関等からの避難者に対する対応が著しく不適切と認められるとき。

(登録内容の確認)

第8条 県は、避難先施設の管理者に対し、登録内容の確認のための調査を行うことができるものとする。

- 2 避難先施設の管理者は前項の調査に協力するものとする。

(医療機関等からの避難者の受入等)

第9条 県は、避難元市町村を通じて医療機関等からの避難者を把握した場合は、避難先市町村と調整を行ったうえで、避難先施設の管理者に対し受入れを要請できるものとする。

- 2 避難先施設の管理者は、前項の要請があったときは、受入れの可否を速やかに判断し、県に連絡するものとする。
- 3 県は、受入れ可能との連絡があった避難先施設を、災害救助法に基づき県が開設する福祉避難所として位置付けるものとする。
- 4 県は、医療機関等からの避難者の氏名、性別、年齢、状態、付添いする支援者等を明らかにしたうえで、避難先施設の管理者と受入れについて協議するものとする。  
なお、医療機関からの避難者は医療機関で、社会福祉施設等からの避難者は同じ種別の社会福祉施設等で受入れすることを基本とするが、受入れ可能な避難先施設の状態や避難者の状態を考慮して、異なる種別の避難先施設での受入れについて協議することがある。
- 5 避難先施設が受入れする医療機関等からの避難者は、放射性物質に関して次の各号に該当する者を対象とする。
  - 一 放射性物質が放出される前に避難を行っており放射性物質による汚染がない者
  - 二 放射性物質が放出された後に避難又は一時移転を行った者で、県が行う避難退域時検査を受け、放射性物質による汚染が、国が定める除染を行う判断基準以下であることを確認している者

(受入期間)

第10条 避難先施設における医療機関等からの避難者の受入期間は、受入れが可能になった日から、転院や退所等により避難を要しなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は別途協議するものとする。

(支援内容等)

第11条 避難先施設は、受入れた医療機関等からの避難者及び付添いする支援者に対し、必要な食料、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、医療機関等からの避難者に対し、避難生活上の支援のほか必要とする保健医療サービス又は福祉サー

ビスの提供に努めるものとする。

2 避難先施設は、医療機関等からの避難者の受入れにあたり、所在する市町村の行政区域内における搬送について、可能な範囲で県に協力するものとする。

(医療機関等からの避難者以外の者の受入)

第12条 県は、在宅で医療や介護を受けている者の中で、避難又は一時移転を行うにあたり、医療機関や社会福祉施設等に收容することが適当と認められる者や、避難先市町村に開設された避難所に避難又は一時移転している者の中で、避難所では生活に支障が生じるため特別な配慮が必要と認められる者を確認した場合には、医療機関等からの避難者に加えて、その者を受入れすることについて、避難先施設の管理者と協議することができるものとする。

(転院・退所等支援)

第13条 避難先施設は、県、市町村及び関係機関と共に、受入れた医療機関等からの避難者の転院・退所等に向けた支援を行うものとする。

(費用の負担)

第14条 県は、避難先施設に対し、管理運営に要した次に掲げる費用について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

- 一 食料、寝具その他の生活必需品の提供に要した費用（被服の提供も含む）
- 二 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の提供に要した費用
- 三 避難先施設の設置、維持、管理及び日常生活上の支援を含めた生活に関する相談に要する人件費
- 四 避難者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器具等の借上費又は工事費で、あらかじめ県の承諾を得た費用
- 五 その他医療機関等からの避難者の受入れに要する費用で、あらかじめ県の承諾を得た費用

(秘密の保持)

第15条 避難先施設の管理者及び当該施設の業務に従事する者は、次条に定めるものを除くほか、医療機関等からの避難者の受入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。避難先施設の登録廃止又は解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 避難先施設の管理者及び当該施設の業務に従事する者は、個人情報を取り扱う場合にあつては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。避難先施設の登録廃止又は解除後においても同様とする。

(事務局)

第17条 本要綱に基づく事務は、青森県健康福祉部健康福祉政策課が行う。

(その他)

第18条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月28日から施行する。

別表1 (第3条関係)

避難先市町村
青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平内町

別表2 (第3条関係)

開設根拠法令	種別
医療法	病院
児童福祉法	障害児入所施設
障害者総合支援法	障害者支援施設
老人福祉法	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
	認知症高齢者グループホーム
	有料老人ホーム
介護保険法	介護老人保健施設

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 避難先施設は、個人情報の保護の重要性を認識し、この要綱による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該業務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 避難先施設は、この要綱による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

#### (適正管理)

第3 避難先施設は、この要綱による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 避難先施設は、県の指示又は承認がある場合を除き、この要綱による業務に係る個人情報を当該業務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第5 避難先施設は、県の承認がある場合を除き、この要綱による業務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

#### (再委託の禁止)

第6 避難先施設は、この要綱による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、県の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

#### (資料等の返還等)

第7 避難先施設は、この要綱による業務を実施するために県から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、原則として業務完了後に県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従業者への周知)

第8 避難先施設は、この要綱による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (実地調査の受入れ)

第9 避難先施設は、この要綱による業務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、県が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

#### (事故発生時における報告)

第10 避難先施設は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、指示に従うものとする。

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
申請者 法人等名称  
代表者氏名

印

原子力災害に係る避難先施設登録申請書

原子力災害に係る避難先施設として登録を受けたいので、青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 申請（登録）内容

該当する箇所を塗りつぶす（■）かチェック（☑）をし、必要事項を記入してください。記入にあたっては、記入例を参考としてください。

項目	登録内容
1 施設名称	
2 施設の種別	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 障害児入所施設 <input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム <input type="checkbox"/> 認知症対応型老人共同生活援助 <input type="checkbox"/> 有料老人ホーム <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設
3 建物の構造	<input type="checkbox"/> S R C造 <input type="checkbox"/> R C造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他 (    )
4 建物の建築年次	年          月 竣工
5 建物の耐震性	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 耐震診断未実施
6 建物の浸水域への立地	<input type="checkbox"/> 浸水域に立地していない <input type="checkbox"/> 津波の浸水域に立地している <input type="checkbox"/> 河川 (                          川 ) の洪水の浸水域に立地している
7 病床数又は入所定員数	病床                  床   /   定員                  人
8 避難者の受入可能人数（見込）	・自施設の人員・物資のみで対応する場合 (                  人 ) ・外部から人員・物資の応援がある場合 (                  人 )
9 避難者の受入場所（予定）	<input type="checkbox"/> 空き病室・居室 <input type="checkbox"/> 空き部屋（会議室・相談室等＝床面積                  m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> ホール・食堂（床面積                  m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> その他 (    )

10	避難者の受入条件	病院	<input checked="" type="checkbox"/> 対応可能な診療科 <input type="checkbox"/> 標榜している診療科は対応可能 <input type="checkbox"/> 特定の診療科のみ対応可能 ( )
			<input checked="" type="checkbox"/> 対応可能な患者 (複数選択可) <input type="checkbox"/> 急性期患者に対応可能 <input type="checkbox"/> 回復期患者に対応可能 <input type="checkbox"/> 慢性期患者に対応可能 <input type="checkbox"/> 透析患者に対応可能 <input type="checkbox"/> 上記以外に対応可能なもの ( )
		障害児・障害者	<input checked="" type="checkbox"/> 対応可能な障害 (複数選択可) <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 上記以外 ( )
	高齢者	<input checked="" type="checkbox"/> 対応可能な高齢者 (複数選択可) <input type="checkbox"/> 要支援 1、2 <input type="checkbox"/> 要介護 1 <input type="checkbox"/> 要介護 2 <input type="checkbox"/> 要介護 3 <input type="checkbox"/> 要介護 4 <input type="checkbox"/> 要介護 5 <input type="checkbox"/> 認知症高齢者 <input type="checkbox"/> 医療的ケアが必要な高齢者 <input type="checkbox"/> 上記以外 ( )	
11	受入できない避難者の条件 (具体的に)		
12	搬送に関する協力	<input type="checkbox"/> 協力可能 ( ) <input type="checkbox"/> 協力不可	
13	受入にあたり必要な支援		
14	その他連絡事項		
15	平常時の連絡先	部署名	
		電話	
		F A X	
		メールアドレス	
16	災害時の緊急連絡先 (平常時と異なる場合)	部署名	
		電話	
		F A X	
		メールアドレス	

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
申請者 法人等名称  
代表者氏名

原子力災害に係る避難先施設登録変更申請書（廃止届）

原子力災害に係る避難先施設の登録内容に変更があります（登録を廃止したい）ので、青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱第7条の規定により、下記のとおり申請（届出）します。

記

1 変更（廃止）事由

変更（廃止）事由	
変更（廃止）事由の発生日	

2 変更内容（※廃止の場合は記載不要）

項目	登録内容（変更前）	登録内容（変更後）
1		
2		



災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時における要配慮者等への支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令、青森県地域防災計画等に基づき甲が行う要配慮者等への支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「大規模災害」とは、災害救助法の適用を受ける地震、津波、風水害、原子力災害等の災害をいう。

2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けており、避難生活で特に配慮が必要な者
- 二 障害者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち、避難生活で特に配慮が必要な者
- 三 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は介護者
- 四 乳児及びその保護者
- 五 妊産婦及びその介助者
- 六 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある等、甲又は市町村が特に配慮が必要と認める者

（協力の範囲）

第3条 甲の要請に基づき乙が協力する業務の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が対応可能なものとする。

- 一 乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供
- 二 乙の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送
- 三 前各号の業務に係る乙の組合員等との調整

（協力の要請）

第4条 甲は、要配慮者等への支援を行うに当たり、前条に掲げる乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し協力を要請できるものとする。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請に応じるものとする。

(要請への対応)

第5条 乙は、要請を受けたときは、応諾の可否を文書により回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに回答文書を送付するものとする。

2 乙は、要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員に調査を行い、要配慮者等の受入れが可能な宿泊施設の名称、人数及び期間等を取りまとめ、前項の回答と併せて甲に報告するものとする。

3 甲は、市町村と協力して、乙の協力が必要と認められる要配慮者等の情報を集約するとともに、乙と協議のうえ宿泊施設を選定し、当該要配慮者等への支援を実施するものとする。

(協力の期間)

第6条 第3条第1号に規定する業務の期間は、乙の組合員の宿泊施設で要配慮者等の受入れが可能になった日から、当該要配慮者等が応急仮設住宅等へ入居する等により宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は、甲と乙が協議の上、別に定めるものとする。

(実績の報告)

第7条 乙は、第3条各号に規定する業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙が第3条各号に規定する業務を実施するために要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(取消料等損害賠償)

第9条 乙及び乙の組合員は、要配慮者等の宿泊施設への宿泊について取消しがあった場合は、甲及び要配慮者等に対し、取消料等の損害賠償は要求しないものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙及び乙の組合員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項については、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月17日

青森県青森市長島1丁目1番1号  
甲 青 森 県  
青森県知事 三 村 申 吾

青森県青森市本町2丁目3番4号  
乙 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合  
理 事 長 中 山 大 輔

## 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定実施細目 <抄>

### (趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（以下「協定」という。）第11条の規定により、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の定義は、協定の例による。

### (連絡責任者)

第2条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては青森県健康福祉部健康福祉政策課長、乙にあっては青森県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局長とする。

2 乙は、乙の支部組合ごとの連絡責任者（以下「支部連絡責任者」という。）を定めるものとする。

3 甲と乙は、連絡責任者等名簿（第1号様式）を作成するものとする。また、名簿の内容は毎年度4月に更新を行うものとする。

### (宿泊施設名簿)

第3条 乙は、協定に基づく協力を円滑に実施するため、毎年度4月1日現在の組合員の宿泊施設名簿（第2号様式）を甲に提出するものとする。

### (要配慮者等の名簿)

第4条 甲は、協定第5条第3項に定める乙の協力が必要と認められる要配慮者等の情報を集約するため、市町村に対して要配慮者等の宿泊施設への避難支援要請書（第3号様式）及び要配慮者等名簿（第4号様式）の提出を依頼するものとする。

2 要配慮者等のうち、協定第2条第2項第1号及び第2号に掲げる者は、単身での避難は適当ではないことから、同項第3号に掲げる者が一緒に避難することを確認するものとする。

### (要請手続)

第5条 協定第4条第2項の要請文書は、第5号様式によるものとする。

2 甲は、前項の要請文書に記載した事項に変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

3 協定第5条第1項の規定による要請応諾の可否の文書による回答及び同条第2項の規定による報告は、協力要請応諾等報告書（第6号様式）及び受入可能宿泊施設一覧（第6号様式別紙）により行うものとする。

4 乙は、前項の受入可能宿泊施設一覧については、新たに追加できる宿泊施設や、受入ができなくなった宿泊施設が生じた場合に、時点修正を行い、甲へ報告するものとする。

5 甲は、要配慮者等の受入れを行う宿泊施設が決定した時は、第4条第1項の避難支援要請書を提出した市町村に対して、避難支援決定通知書（第7号様式）及び要配慮者等決定者名簿（第4号様式）により通知するものとする。また、宿泊施設への避難を実施

した要配慮者等について引き続き避難状況を把握し、要配慮者等決定者名簿の情報を更新するとともに、必要に応じて相談支援等を行うよう求めるものとする。

(緊急要請)

第6条 甲は、協定第4条第1項の規定により協力を要請する場合において、やむを得ない事情により乙の連絡責任者と連絡が取れないときは、乙の支部連絡責任者に対して、協力を要請することができるものとする。

(協力業務)

第7条 甲は主として避難場所の提供を目的として乙に協力を要請していることから、乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供については、通常提供されるサービスの全てを提供することが求められるものではない。

(費用の負担)

第8条 協定第8条の規定により甲が負担する費用の種類及び額は、別表に掲げるものを基本とし、甲が乙及び災害救助法を所管する内閣府と協議の上、決定するものとする。

(委託契約締結)

第9条 協定に基づく業務の実施に当たっては、甲と乙は委託契約書（第8号様式）により要配慮者等の宿泊施設への避難支援に関する業務委託契約を締結するものとする。

2 乙は、委託契約書により委託料として、甲に対して前条の費用の請求を行うものとする。

(実績報告)

第10条 協定第7条の規定による実施状況の報告は、実績報告書（第9号様式）により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第11条 この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月17日

青森県青森市長島1丁目1番1号  
甲 青 森 県  
青森県知事 三 村 申 吾

青森県青森市本町2丁目3番4号  
乙 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合  
理 事 長 中 山 大 輔

別表（第8条関係）

費用の種類	費用の額
乙の組合員が所有する宿泊施設への宿泊費用（宿泊に付随する入浴及び食事の提供の費用を含む。）	地域における通常の利用料金以内の額
乙の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送費用（旅客自動車運送事業者を利用する場合にあっては運賃、宿泊施設の車両を利用する場合にあっては燃料費）	地域における通常の実費以内の額
乙の事務管理費	災害救助法適用災害に係る救助事務費の限度額以内の額

## 災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、青森県知事（以下「甲」という。）が人員等の輸送業務に関し、公益社団法人青森県バス協会（以下「乙」という。）に対して協力を要請する場合において必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書（様式第1号）で協力の要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がない場合は、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項の規定による協力の要請は、運転手等の安全確保に配慮して行うものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から協力の要請を受けた場合は、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定において、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 被災者（滞留者を含む。）等の輸送に関する業務

(2) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送に関する業務

(3) ボランティアの輸送に関する業務

(4) その他甲が必要とする車両による支援に関する業務

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により業務に従事した場合は、速やかに当該業務の内容等について文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害等の発生時において乙の会員が届け出ている運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。



(事故等)

第7条 乙は、提供した車両が故障その他の理由により運行できなくなった場合は、速やかに代替車両を手配して、運行の継続に努めるものとする。

2 乙は、第3条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生した場合は、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第8条 乙が第3条の業務を実施した場合において、当該業務に関し、当該業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、その生命若しくは身体の損害を受け、又は当該業務に使用した車両が損害を受けたときは、甲は、次に掲げる場合を除き、乙の会員に対し、その損害を補償するものとする。この場合において、従事者に対する損害の補償は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和38年青森県条例第3号）に準じて行うものとする。

(1) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者からその補償を受けることができる場合

(4) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 乙は、従事者が所属するバス事業者に対して、前項の補償の責任を負わないものとする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年1回甲に対し、乙の会員が保有する車両の保有台数等の資料を提出するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定を円滑に進めるため、その実施に関する事務を所掌する連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、甲においては県交通政策課とし、乙においてはその事務局とする。

(緊急連絡表の提出)

第11条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急時連絡表（様式第3号）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中で異動等があった場合についても準用する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

甲 青森市長島一丁目1番1号  
青森県知事 三村 申吾

乙 青森市大字浜田字豊田139番21号  
公益社団法人 青森県バス協会  
会 長 工藤 清

公益社団法人青森県バス協会 殿  
（会員 殿）

青森県知事 印

人員等の輸送協力要請書

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 輸送の協力要請を必要とする理由

2 輸送内容等

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	乗車予定人数 又は物資	輸送業務内容 (協定書第3条の種類)
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他

3 その他参考となる事項

青森県知事

殿

公益社団法人青森県バス協会 印  
(会員 )

人員等の輸送実績報告書

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 輸送実施内容

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	走行距離 (k m)	乗車人数 (バス台数)	輸送業務内容 (協定書第3条の種類)
	から まで		人 台	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他
	から まで		人 台	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他

2 その他必要な事項

緊急時連絡表

1 青森県

	担当窓口	昼間	夜間	備考
第1順位		電話： FAX：	電話： FAX：	
第2順位		電話： FAX：	電話： FAX：	

2 青森県バス協会（会員 ○○）

	担当窓口	昼間	夜間	備考
第1順位		電話： FAX：	電話： FAX：	
第2順位		電話： FAX：	電話： FAX：	

## 原子力災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する運用細則

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書（以下「協定」という。）第12条に基づき、青森県（以下「甲」という。）と公益社団法人青森県バス協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定の運用に関する細則を締結する。

（趣旨）

第1条 この細則は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、同法施行令第1条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における協定の実施に関し必要な事項を定める。

（業務実施の基準及び内容）

第2条 甲は、原子力災害時等において、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）が受ける線量の予測値が、平常時の一般公衆の線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に限り、協定第2条の規定により、乙に対して、協力の要請を行うものとし、その際、当該従事者に対し放射線防護措置を講じ、その安全に配慮するものとする。

2 原子力災害時等において、協定第3条各号に規定する業務（以下「輸送業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

（1）警戒事態（原子力災害対策特別措置法第6条の2に規定する原子力災害対策指針（以下「指針」という。）において定める緊急事態区分をいう。以下同じ。）

指針において定める予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）における施設敷地緊急事態要避難者の輸送の準備その他の輸送業務の実施

（2）施設敷地緊急事態

PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の輸送の実施、PAZ内のその他の住民等の輸送の準備その他の輸送業務の実施

（3）全面緊急事態

PAZにおける住民等（施設敷地緊急事態要避難者を除く）の輸送の実施、指針において定める緊急時防護措置を準備する区域における住民等の輸送の準備、輸送の実施その他の輸送業務の実施

3 前項の施設敷地緊急事態要避難者とは、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。

(甲が実施する対策)

第3条 原子力災害時等において、甲は、従事者の安全確保対策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 乙に無償貸与する防護服及び個人線量計等の放射線防護資機材の確保並びに当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備
- (2) 乙、乙の会員及び従事者が輸送業務上連絡を取る通信手段の確保
- (3) 国との連携による放射線及び放射線防護に関する研修の機会の提供
- (4) 協定第2条第1項の協力要請の際における輸送業務に必要な災害情報及び避難関連情報等の乙への迅速な提供

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 甲乙間の連絡体制の整備
- (2) バスの円滑な誘導等の実施
- (3) 業務に使用した車輛の放射能汚染検査及び簡易除染の実施
- (4) その他輸送業務の円滑な実施に必要な事項

3 前2項の対策の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に協力するものとする。

(雑則)

第4条 この細則に定めのない事項及びこの細則に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この細則は、締結の日からその効力を生じるものとする。

この細則の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 青森市大字浜田字豊田139番21号

公益社団法人 青森県バス協会

会長 工藤 清